

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (解雇予告) 第17条 第15条の規定により時間雇用教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告し、又は労基法に定める平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は時間雇用教職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合において、当該事由について、行政官庁の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略) (通勤手当) 第26条 契約期間が1月以上ある時間雇用教職員（法科大学院特別教授・助教授を除く。）には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。</p> <p>(中 略) (職務専念義務免除時間) 第32条 時間雇用教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。ただし、免除された時間は、給与を支払わない。</p> <p>(1) } (略) (2) } (3) <u>勤務時間内に過半数代表者として協議することを承認された場合</u></p> <p>(中 略) (入構禁止又は退出) 第37条 時間雇用教職員が次の各号の一に該当するときは、その入構を禁止し、又は退出させることがある。</p> <p>(1) 職場の風紀秩序をみだし、又はそのおそれのあるとき (2) } (略) (3) } (4) }</p> <p>2 前項の規定により入構を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に退出させられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。</p> <p>(中 略) (年次休暇以外の休暇) 第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>	<p>(解雇予告) 第17条 第15条の規定により時間雇用教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告し、又は労基法に定める平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は時間雇用教職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合において、当該事由について、行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>(通勤手当) 第26条 契約期間が1月以上ある時間雇用教職員（法科大学院特別教授・助教授及び専門職大学院特別教授・助教授を除く。）には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。</p> <p>(職務専念義務免除時間) 第32条</p> <p>(1) } (同 左) (2) }</p> <p>(出勤禁止又は退勤命令) 第37条 時間雇用教職員が次の各号の一に該当するときは、その出勤を禁止し、又は退勤を命ずることがある。</p> <p>(1) 職場の風紀若しくは秩序をみだし、又はそのおそれのあるとき (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>2 前項の規定により出勤を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に退勤を命ぜられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。</p> <p>(年次休暇以外の休暇) 第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第5号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第6号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であって、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等(以下本号において「災害等」という。)により出勤することが著しく困難であると認められる場合 <u>災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日(勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合(当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。))又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり就業規則の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合にあっては、当該状態となった日の翌日)から連続する3日の範囲内の期間</u></p>	<p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 <u>必要と認められる期間</u></p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (同 左)</p> <p>(5) <u>時間雇用教職員の親族(国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下この号において「勤務時間等規程」という。))別表第5親族の欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>勤務時間等規程第27条第11号に規定する休暇の例による期間</u></u></p> <p>(6) <u>夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p>(7) <u>地震、水害、火災その他の災害により時間雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</u></p> <p>(8) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第8号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、1週間の所定勤務日数が2日を超える者に限る。ただし、第8号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間</u></p> <p>(7) <u>所定勤務日数が週5日以上であり、1週間における所定の勤務時間が20時間以上の時間雇用教職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)</u> 一の事業年度において10日の範囲内の期間</p> <p>(8) } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>4 } (育児・介護休業等)</p> <p>第50条 時間雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。)及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第15条第2項、第17条第2項、第32条第2項及び第39条を除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、<u>所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者</u>に限り、第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、1週間の所定勤務日数が2日を超える者に限る。ただし、第7号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)</u> 一の事業年度において10日の範囲内の期間</p> <p>(7) } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 }</p> <p>(育児・介護休業等)</p> <p>第50条 時間雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。)及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第15条第2項、第17条第2項、<u>第20条の2から第20条の6まで、第32条第2項、第39条及び第43条の2から第43条の5まで</u>を除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>(懲戒) 第52条 時間雇用教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1) } (略) (2) } (3) } (4) } (5) 懲戒解雇 <u>行政官庁の認定を受けて、即時に解雇する。</u> (中略) (発明) 第66条 時間雇用教職員の発明(特許権、実用新案権及び意匠権)の取扱いについては、京都大学発明規程(平成16年達示第96号)による。</p>	<p>(懲戒) 第52条 } (同左) (1) } (2) } (3) } (4) } (5) 懲戒解雇 <u>予告期間を設けずに解雇する。</u></p> <p>(発明) 第66条 (同左)</p> <p><u>第13章 公益通報者の保護等</u> <u>(公益通報者の保護等)</u> 第67条 <u>公益通報者の保護等については、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成17年達示第88号)による。</u> 附則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>

別表第1 (略)

別表第2

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師	当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者	診療業務	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
研究員 (科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 ・13文科第44号通知の各別表における教授・助教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該共同研究・受託研究に従事		・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者	当該プロジェクトに係る研究に従事		・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)	・博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員 (学術研究奨励)	・原則として他の職に就いていない者			・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員 (特別教育研究)				・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員				・当該プロジェクトの継続している

(改革推進)			間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
		(略)	

別表第3

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	当該授業担当の遂行上必要な能力を有する者又は学生の研究指導能力がある者	・カリキュラムにおける授業を担当する ・学生の研究指導を行う	特に無し	・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
講師 (研究機関研究員) 講師 (中核的研究機関研究員)	次の各要件をすべて満たす者 ・博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者。(人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められた者を含む。) ・他に常勤の職等に就いていない者	当該研究プロジェクトを推進するため、一定の職務を分担し研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該非常勤研究員経費、「大学院教育充実支援経費」(ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費)又は研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合は、大学が特に認めた場合に限る ・大学院生、研究生、教育、研究指導を受けている者は除く ・採用の選考は、当該部局が定める選考基準に基づき、当該部局における人事選考の会議を経て行う ・任用の通算期間は原則として2年以内とする。ただし、やむをえない場合であっても3年を限度とする ・勤務時間は1週間あたり20時間を越えない範囲
ティーチング・アシスタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる	——	・当該ティーチング・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費及び若手研究者養成費)又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間(週10時間程度)以内

リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生	研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う	——	<ul style="list-style-type: none"> 当該リサーチ・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費又は若手研究者養成費)、科学技術振興調整費又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る 選考基準は当該部局が定める 勤務時間は原則として週20時間以内とする。 1人あたりの採用時間は、週20時間程度を上限とし、通算200時間程度以上を標準とする(年度途中採用者の通算時間数は前任者と通算)
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授の職務に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> 任期については、法科大学院の定めによる
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別助教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助教授の職務に従事		<ul style="list-style-type: none"> 任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4 (略)

別表第5 (略)

別表第6

職名	時間給額
講師	学外者(時間給) 大学卒(新大卒)後の経験年数が20年以上 5,660円 大学卒(新大卒)後の経験年数が9年以上20年未満 4,420円 大学卒(新大卒)後の経験年数が9年未満 3,440円
講師(研究機関研究員) 講師(中核的研究機関研究員)	(時間給) 3,900円
ティーチング・アシスタント	修士課程学生 (時間給) 1,200円
リサーチ・アシスタント	博士後期課程学生(医学研究科においては、博士課程学生を含む) (時間給) 1,400円
法科大学院特別教授	法科大学院特別教授(時間給) 6,250円
法科大学院特別助教授	法科大学院特別助教授(時間給) 3,750円
専門職大学院特別教授	6,250円
専門職大学院特別助教授	3,750円

別表第7

育児・介護規程の規定	適用する規定
	(略)
第27条	<p>第27条 前条の請求は、次の各号の一に該当する時間雇用教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の16歳以上の同居の家族(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第5号の家族をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する者がいる場合の当該時間雇用教職員</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
	(略)